

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和5年8月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300084号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300059号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から平成3年4月1日に訂正し、平成3年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

昭和55年4月にA社に入社し、定年退職まで同社とその子会社で継続して勤務した。

請求期間について、平成3年4月1日にA社から子会社のC社に異動となったが、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成3年3月31日とされ、年金記録に1か月の空白が生じているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る社員カード及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(平成3年4月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成3年2月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及

び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300086 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300058 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 23 年 12 月 1 日から昭和 24 年 7 月 1 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) は、学校を卒業して、昭和 23 年 4 月から C 社 D 支店に採用され、その後、空白なく A 社 B 支店に勤務したにもかかわらず、請求期間の記録がない。

厚生年金保険料の控除について確認できる資料はないが、勤務したことは確かなので請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、訂正請求記録の対象者の A 社における資格取得日は昭和 23 年 8 月 15 日、離職日は昭和 56 年 9 月 30 日であることが確認できると並びに同社の回答及び訂正請求記録の対象者に係る労働者名簿等から、訂正請求記録の対象者が請求期間において正職員として同社 B 支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、日本年金機構が保管する労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、C 社 D 支店においては、昭和 23 年 12 月 1 日までに被保険者全員が資格喪失していることが確認でき、その後に設立された後継組織である A 社 B 支店は、昭和 24 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A 社 B 支店において昭和 24 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している被保険者 3 人 (以下「同僚」という。) は、訂正請求記録の対象者と同様に C 社 D 支店を昭和 23 年 12 月 1 日に資格喪失してから A 社 B 支店で資格取得するまでは厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社は、昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるが、請求期間に訂正請求記録の対象者及び同僚の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求期間当時において、同社B支店については昭和24年7月1日に厚生年金保険の適用事業所として届出をしていたことが確認できる。

加えて、A社は、請求期間について訂正請求記録の対象者の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかは、証跡資料がないため不明であり、請求期間当時の社会保険事務担当者も不明である旨回答していることから厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、同社から提出された訂正請求記録の対象者に係る「年金加入期間確認通知書（E組合 平成6年6月28日付け）」の厚生年金保険被保険者期間においても、昭和33年12月以前の厚生年金通算期間は122月とされており、当該月数は国の記録と一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。